

様

サービス利用契約書

(短期入所生活介護)

社会福祉法人 城 山 会
特別養護老人ホーム 城山苑

(介護予防) 短期入所生活介護 利用契約書

指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下、「短入所生活介護サービス」という。）を利用するに当り、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

社会福祉法人城山会城山苑短期入所生活介護及び城山苑介護予防短期入所生活介護（以下、「事業者」という。）は、要介護認定を受けた利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護サービスを提供します。

第2条（契約期間と更新）

この契約の期間は、令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日とします。

ただし、要介護（支援）認定有効期間満了日までの間は1ヵ月刻みの更新とします。また、区分変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

2 事業者は利用者に対し、契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容での更新の意思が確認された場合、利用者の利用可能情報を提供した上で、その旨の合意書を取り交わし、本契約書末尾に添付します。

第3条（サービス計画の作成・変更）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「短期入所生活介護計画」又は「介護予防短期入所生活介護計画」（以下、「短期入所生活介護計画」という。）を作成します。

- 2 事業者は、利用者の要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、短期入所生活介護の目標を設定し、「短期入所生活介護計画」に基づき計画的に行います。
- 3 事業者は、利用者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「短期入所生活介護計画」の変更等の対応を行います。
- 4 事業者は、「短期入所生活介護計画」の作成及び変更に当っては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

第4条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

第5条（居宅介護支援事業者等との連携）

事業者は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の保健医療

サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

- 2 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を書面にて希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターへの連絡調整等の援助を行います。

第6条（サービス提供の記録等）

事業者は、短期入所生活介護サービスの実施ごとに、サービス内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

- 2 事業者は、サービス提供記録を作成し、契約終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を実費で受けることができます。ただし、事業者の業務に支障の無い時間に行うこととします。

第7条（利用料及びその変更）

利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用料を支払います。

- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。

その際には、事業者は利用者に事前に説明します。

- 3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第8条（利用者負担金の支払い）

施設サービスの利用料は、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」に定められる額とし、その利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額（以下、「負担割合」という。）とする。

- 2 保険料の滞納などにより、サービス費の負担割合の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3 事業者は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月末までに利用者に請求し、利用者は、次の方法により支払います。

（1）当事業所指定の金融機関への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応する）

（2）当事業所指定の金融機関への口座振込

第9条（利用料の滞納）

利用者が正当な理由なく利用者負担金を3か月滞納した場合には、事業者は文書により30日以上期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることが

できます。

- 2 前項の催告をしたときは、事業者は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターと協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規程により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第10条（その他の利用料の滞納）

前条の場合を除き、理美容代、日用品費等、そのサービスの提供を停止しても入所者の日常生活に支障ないサービスの利用料の滞納があったときは、事業者は、10日以上を定めてその支払いを催告し、入所者が期間満了までにその支払いをしないときは、その支払があるまで当該サービスの提供を停止することができます。

第11条（身体拘束の禁止）

事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。ただし、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行う場合には、事業者は、事前又は事後速やかに入所者の代理人又は家族代表に対し、その日時、態様、入所者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した従業者等及び当該行為を行った従業者等の氏名その他必要な事項について、十分説明し同意を得ることとします。また、その内容に関してサービス提供記録書等の書面に記録します。

第12条（利用者からの解約）

利用者は事業者に対して、契約満了希望日の7日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

（1）事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき

（2）事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第13条（事業者からの解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- （1）利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 第9条による場合

(3) 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第14条（契約の満了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

(1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）等と認定されたとき

(2) 利用者が死亡したとき

(3) 利用者の所在が、4週間以上不明になったとき

(4) 第9条、第12条又は第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第15条（事故時の対応等）

事業者は、サービス提供に際して入所者のけがや体調の急変があった場合には、医師、家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

第16条（秘密保持等）

事業者及び職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

第17条（個人情報の保護）

前項の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。

一 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合

二 上記（一）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合

三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合

四 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等

五 事業所内の広報物、ホームページの写真等の掲載

2 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第18条（賠償責任）

事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第19条（苦情対応）

事業者は、利用者又はその家族からの短期入所生活介護サービスに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 利用者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第20条（代理人）

利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

第21条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第22条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第23条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

(介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）にある方に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下、「短期入所生活介護」という。）を提供することにより要介護状態等の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業者名

事業者の名称	社会福祉法人 城山会
法人所在地	鹿児島市長田町32番1号
代表者名	理事長 中村佐知子
電話番号	099-219-6030 (代表)
法人成立年月日	平成9年12月12日

(2) 利用施設

事業所名 城山苑短期入所生活介護、城山苑介護予防短期入所生活介護
指定番号 4670101221
所在地 鹿児島市長田町32番1号
管理者の氏名 管理者 山本 清志
電話番号 099-219-6030
FAX番号 099-219-6031
サービスを提供する地域 鹿児島市（桜島地区・旧喜入町は除く。）の区域

(3) 事業所の職員体制

	業務の内容	
管理者	業務の一元的な管理（生活相談員兼務）	1以上
生活相談員	生活相談及び指導	1以上
介護職員	介護業務	24以上
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	3以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1以上
医師（嘱託）	健康管理及び療養上の指導	1（1）

(4) 設備の概要

定員		20名	静養室	1室 2床
居室	2人部屋	10室	医務室	1室
			食堂	1ホール
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室
			談話室	1室

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① (介護予防) 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、(介護予防) 短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

(介護予防) 短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

② 食事

- ・食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

③ 入浴

週に2回～3回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④ 介護

(介護予防) 短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本にご家族に対応いただきます。

(2) その他のサービス

① 理美容師等サービス

毎月、理美容師サービスの機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出ください。(料金は、施設利用料と一緒に請求させていただきます。)

② レクリエーション

年間を通して事業所内で行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがございます。(利用期間中に行われる場合)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護が法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

□介護報酬告示額

(1) 施設利用料（負担割合証に基づき、変更の際はその割合額とします）

	支援 1	支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. 要介護度別 サービス利用料金	4,510 円	5,610 円	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. 自己負担額	円	円	円	円	円	円	円

(2) 加算料金等（※1 割負担の場合）

①機能訓練体制加算 1 2 円

（上記施設利用料金表とは別に加算されます。）

②サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 2 2 円

（上記施設利用料金表とは別に加算されます。）

③看護体制加算（Ⅲ）※要介護のみ 1 2 円

（上記施設利用料金表とは別に加算されます。）

④看護体制加算（Ⅳ）※要介護のみ 2 3 円

（上記施設利用料金表とは別に加算されます。）

⑤夜勤職員配置加算（Ⅲ）※要介護のみ 1 5 円

（上記施設利用料金表とは別に加算されます。）

⑥若年性認知症利用者受入加算 1 2 0 円

⑦療養食加算（1 食 8 円）（1 日 3 食） 8 円

⑧緊急短期入所受入加算（7 日間限定） 9 0 円

⑨医療連携強化加算 5 8 円

（①～⑨は対象者に上記施設利用料金表とは別に加算されます。）

⑩送迎費（片道） 1 8 4 円

（通常の実施地域は、桜島地区・旧喜入町を除く鹿児島市）

⑪介護職員等処遇改善加算 所定単位×14.0%/月

(3) その他介護保険給付外サービス

① 滞在費（居住費）および食費（一日あたりの料金）

ア 1 日の食費（朝食 4 0 5 円・昼食 5 4 0 円・夕食 5 0 0 円）

	滞在費	食費
利用者負担第 1 段階 ※主として生活保護受給者や老齢福祉年金受給者など	0 円	3 0 0 円
利用者負担第 2 段階 ※本人の年金収入額+その他の所得金額の合計が年額 8 0 万円以下の方	4 3 0 円	6 0 0 円
利用者負担第 3 段階① ※本人の年金収入額+その他の所得金額の合計が年額 8 0 万円超 1 2 0 万円以下の方	4 3 0 円	1 0 0 0 円
利用者負担第 3 段階② ※本人の年金収入額+その他の所得金額の合計が年額 1 2 0 万円超の方	4 3 0 円	1 3 0 0 円
利用者負担第 4 段階 ※上記以外の方通常はこちらになります	8 5 5 円	1 4 4 5 円

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日当りの額とします。(全ての食事を摂らない場合を除く。)

②理美容師等サービス

1ヶ月に2回程度、理美容師等による出張サービスをご利用いただけます。

◎ 利用料金：カット1,600円、カラー3,500円(カット込み)、顔剃り500円

5. サービス利用に当たっての留意事項

①利用の中止

- ・利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。
- ・利用途中、サービスを中止する場合は利用者のみならず、関係者すべてを含みます。
- ・中途退所を希望の申出があり、強い介護抵抗により生命の危機を生じた場合
- ・健康チェックの結果、体調が悪かった場合や家族に感染症罹患の恐れがあった場合
- ・体調が悪くなり、医療処置が必要になった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
- ・要求するケアの内容に対して、当苑での対応が困難と判断した場合
- ・電化製品や家具の持ち込みは、部屋の動線や安全・利用者間のトラブル要因になるもの、又は施設長の判断で、持ち込みを拒否させていただく場合があります。
- ・利用中に、処遇困難な場合は、ご家族に相談させていただきますが、安全を優先させていただきます。
- ・いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・健康状態が悪化し、医療的処置・観察などが必要になった場合又は入院した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

③利用時の留意事項

- ・面会・・・面会時間(8時30分～17時30分)を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。
介助中の時間帯によっては面会困難な場合があります。ご家族以外の面会に関しては、あらかじめご相談ください。
- ・外出・外泊・・・ショート中の外泊は、ショート終了となります。外出時は、ケアマネジャーへあらかじめ申し出てください。
- ・飲酒・喫煙・・・喫煙はお断りします。飲酒はできません。
- ・金銭・貴重品の管理・・・事業者での管理はできません。
- ・所持品の持ち込み・・・最小限にしてください。
- ・宗教活動・・・施設内での宗教活動は、ご遠慮ください。

・ペット・・・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回利用者及び職員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。事業者及び以下職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

当施設のご利用に当たっての苦情ご不満等につきましては、下記までご連絡ください。

ご利用相談窓口	担当	介護支援専門員 釜付晃		
	解決責任者	施設長	村上英代	
	受付日時	随時	8：30～17：30	
	連絡先	TEL	099-219-6030	

	〒 8 9 2 - 8 6 7 7 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号 鹿児島市介護保険課給付係 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 TEL 0 9 9 - 2 1 6 - 1 2 8 0 〒 8 9 0 - 0 0 6 4 鹿児島市鴨池新町 6 - 6 (鴨池南国ビル内) 鹿児島県国民健康保険団体連合会 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 TEL 0 9 9 - 2 1 3 - 5 1 2 2 〒 8 9 0 - 0 0 6 4 鹿児島市鴨池新町 1 - 7 福祉サービス運営適正化委員会 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 TEL 0 9 9 - 2 8 6 - 2 2 0 0
--	---

1 3. 協力医療機関等

介護サービスの提供中に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに下記の主治医または協力医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるよう、予め指定する下記緊急連絡先に対し直ちに連絡します。

主治医		名前	
病院名		続柄	
住所		住所	
電話番号		電話番号	

1 4. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 5. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者	所在地	鹿児島市長田町 3 2 番 1 号
	事業所名	城山苑指定短期入所生活介護 城山苑指定介護予防短期入所生活介護
	指定番号	4 6 7 0 1 0 1 2 2 1
	管理者名	山本 清志 印
	電話番号	0 9 9 - 2 1 9 - 6 0 3 0
	F A X	0 9 9 - 2 1 9 - 6 0 3 1
	説明者	所属 _____ 氏名 _____ 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護サービスについて重要事項に関する説明を受け契約の内容に同意し、契約書の交付を受けました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者代理人

住所 _____

氏名 _____ 印（続柄 _____）

家族代表

住所 _____

氏名 _____ 印（続柄 _____）